

久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係告示の整理  
に関する告示

(久喜市要保護児童対策地域協議会要綱の一部改正)

第1条 久喜市要保護児童対策地域協議会要綱（平成22年久喜市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表中「久喜市立小・中学校校長会」を「久喜市内小・中・義務教育学校校長会」に改める。

(久喜市交通指導員運営要綱の一部改正)

第2条 久喜市交通指導員運営要綱（平成22年久喜市告示第203号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「小学校区」を「学校区」に改める。

(久喜市コミュニティ協議会補助金交付要綱の一部改正)

第3条 久喜市コミュニティ協議会補助金交付要綱（平成22年久喜市告示第283号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「小学校通学区」を「小学校又は義務教育学校の通学区」に改める。

(久喜市・ローズバーク協会補助金交付要綱の一部改正)

第4条 久喜市・ローズバーク協会補助金交付要綱（平成22年久喜市告示第383号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「市内の中学生」の次に「（義務教育学校の後期課程の生徒を含む。）」を加える。

(久喜市デマンド交通運行事業実施要綱の一部改正)

第5条 久喜市デマンド交通運行事業実施要綱（平成25年久喜市告示第445号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

中学校

を

中学校

義務教育学校

に改める。

(久喜市病児・病後児保育事業実施要綱の一部改正)

第6条 久喜市病児・病後児保育事業実施要綱（平成27年久喜市告示第255号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「小学校」の次に「又は義務教育学校（前期課程に限る。）」を加える。

(久喜市空き家バンク制度実施要綱の一部改正)

第7条 久喜市空き家バンク制度実施要綱（令和4年久喜市告示第577号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> 駅   | ( k m) |
| <input type="checkbox"/> 市役所 | ( k m) |
| <input type="checkbox"/> 病院  | ( k m) |
| <input type="checkbox"/> 消防署 | ( k m) |
| <input type="checkbox"/> 警察署 | ( k m) |
| <input type="checkbox"/> 小学校 | ( k m) |
| <input type="checkbox"/> 中学校 | ( k m) |

<input type="checkbox"/> 保育園	(	k m)
<input type="checkbox"/> 幼稚園	(	k m)
<input type="checkbox"/> 公園	(	k m)
<input type="checkbox"/> スーパー	(	k m)
<input type="checkbox"/> コンビニ	(	k m)
<input type="checkbox"/> ホームセンター	(	k m)
<input type="checkbox"/> その他 (            )	(	k m)

」

を

「

<input type="checkbox"/> 駅	(	k m)
<input type="checkbox"/> 市役所	(	k m)
<input type="checkbox"/> 病院	(	k m)
<input type="checkbox"/> 消防署	(	k m)
<input type="checkbox"/> 警察署	(	k m)
<input type="checkbox"/> 小学校	(	k m)
<input type="checkbox"/> 中学校	(	k m)
<input type="checkbox"/> 義務教育学校	(	k m)
<input type="checkbox"/> 保育園	(	k m)
<input type="checkbox"/> 幼稚園	(	k m)
<input type="checkbox"/> 公園	(	k m)
<input type="checkbox"/> スーパー	(	k m)
<input type="checkbox"/> コンビニ	(	k m)
<input type="checkbox"/> ホームセンター	(	k m)
<input type="checkbox"/> その他 (            )	(	k m)

」

に改める。

(久喜市剪定枝葉粉碎機貸出事業実施要綱の一部改正)

第8条 久喜市剪定枝葉粉碎機貸出事業実施要綱（令和6年久喜市告示第128号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。